官　告　第　告

官　庁　事　項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

別表１中「観光Ａ001」を削り、「法務Ａ001」及び「法務Ａ003」を次のように改める。

番号	法務Ａ001
特定国際戦略事業の名称	外国企業進出促進支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は１か月から３か月となっている。 在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）別表第３に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第６条の２第１項及び第２項）。
特例措置の内容	国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。 また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から法務省入国管理局に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。
同意の要件	１　特例措置の対象となる申請人の在留資格は以下に限られること。 「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」 （※）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第131号）第36号及び第37号に規定する活動に限る。 ２　指定地方公共団体は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた企業認定のための要綱を作成すること。 ３　指定地方公共団体による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみが対象となること。 ４　企業認定申請において提出された資料を法務省入国管理局に回付するための法的な根拠が整理されていること。 ５　指定地方公共団体は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を法務省入国管理局に報告すること。 ⑴　認定企業作成の実施状況報告 ⑵　外国人従業員等の稼働状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等） ⑶　外国人従業員等との契約内容変更等報告 ⑷　外国人従業員等の入管法違反等報告 ６　指定地方公共団体が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を法務省入国管理局に報告すること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務Ａ003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成24年法務省告示第127号）第三の五、別表第２及び別表第３
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。
特例措置の内容	以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とすること。 Ⅰ　総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第26条又は第27条の税制優遇の適用対象となる統括事業、研究開発等に係る事業を行う企業（以下「指定企業」という。） Ⅱ　指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業（以下「補助金交付企業」という。）
同意の要件	指定企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、認定地方公共団体が、特区法第26条又は第27条の規定に基づき税制優遇の適用対象となる企業を指定するための要綱を策定するとともに、指定企業に対して指定書を交付すること。